

別紙様式 3

※障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）が複数事業所を一括して作成し、複数の県民局に届出書又は届出書の写しを提出した場合、届出書原本を提出した主たる県民局に☑を記入すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 主たる県民局	<input type="checkbox"/> 備前県民局	<input checked="" type="checkbox"/> 備中県民局	<input type="checkbox"/> 美作県民局
--	--------------------------------	---	--------------------------------

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

岡山県知事 殿

事業所等情報 別紙一覧表による

障害福祉サービス等事業所番号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	トクテイヒエイリカソドウホウジンホットハート 特定非営利活動法人ほっとはあと							
主たる事務所の所在地	〒719-1163	岡山 都・道 府 県 総社市地頭片山 143-1							
	電話番号	0866-93-9834	FAX 番号	0866-93-9834					
事業所等の名称	フリガナ 名称							提供するサービス	
	〒	都・道 府・県							
事業所の所在地	電話番号							FAX 番号	
	複数の事業所ごと一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 (2) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。								

①	算定した加算の区分 (該当する区分に○印)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし)	
②	賃金改善実施期間	平成 31 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月	
③	令和元年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	244,620 円	
④	賃金改善額 (i - ii)	244,800 円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	16,873,945 円	
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	16,629,145 円	
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 (㊦) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	32,640 円	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	6,390,450 円	
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	6,292,530 円	
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	3 人	
	【そのうち、月額 8 万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となった者	0 人】	
⑥	設定できない場合の説明	○ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 ・ 8 万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 ・ その他 ()	
	他の障害福祉人材 (㊧) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	16,320 円	
⑦	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	9,233,470 円	
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	9,111,070 円	
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	7.5 人	
	⑦ その他の職種 (㊨) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	8,160 円	
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	1,250,025 円	
⑧	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	1,225,545 円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	3 人	
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	743,500 円】	
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行った賃金項目(増額又は新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊦の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。)	賞与として令和元年 12 月 令和 2 年 3 月に支給。経験技能のある者の準基準は、勤続 3 年以上であり、常勤者とする。また、履歴上の経過も加味する。経験技能のある者の 1 人当たりの平均改善額は 32,640 円 他の福祉人材は 1 人当たりの平均改善額は 16,320 円 その他の職種の 1 人当たりの平均改善額は 8,160 円として支給した。	

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)

上記について相違ないことを証明いたします。 令和 2 年 7 月 27 日 (法人名)特定非営利活動法人ほっとはあと (代表者名) 伊藤 家生 印
